

令和5年度 西桂町 保育所入所案内



西桂町立 西桂保育所

〒403-0021

南都留郡西桂町下暮地916-8

TEL 0555(25)3255

FAX 0555(20)2080

★保育所とは・・・

保育所は、児童福祉法に基づき、保育が必要な児童を保護者の委託を受け、保育することを目的とする児童福祉施設です。

保護者の就労している場合や、病気・出産・介護等で、一時的に家庭で保育することが出来ない場合など、日々の保育に欠ける児童を保護者に代わって保育する施設です。

0歳から小学校就学前までの児童が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場所です。

家庭や地域社会と連携を密にし、家庭養育の補完を行い、養護と教育が一体となり、豊かな人間性を持った児童を育成します。

★入所資格（保育の必要性の認定基準）

保護者が次のいずれかの事情に該当し、家庭内での保育が困難な児童が対象となります。

- 就労……………昼間家庭内外で1ヶ月48時間以上就労していること。
- 妊娠・出産等………出産予定日前6週から出産後8週まで。
- 疾病・障害等………保護者の病気や負傷、または身体等に障害があること。
- 病人の看護等………家庭内に長期にわたる病人や、身体に障害のある人がいるため、保護者がいつも看護に当たっていること。
- 災害復旧……………震災、風水害等の災害の復旧に当たっていること。
- 求職活動……………求職活動(起業活動を含む)を継続的に行っていること。 ※注
- 就学……………就学や職業訓練等を行っていること。
- 虐待のおそれ………虐待・DVを受けているおそれがあること。
- 育児休業……………育児休業取得時に既に保育を利用していること。
- その他特別な状態であること。

※注 0歳児～2歳児は父・母ともに就労している必要があります。

★保育の必要量の区分（保育標準時間・保育短時間）

保護者の就労時間によって、保育の必要量が決まります。月の就労時間が120時間以上(フルタイム)は保育標準時間となります。月の就労時間が119時間未満(パートタイム)は保育短時間となります。その他、保育利用希望時間・同居の親族の状況を考慮した上で、保育必要量の区分を決定します。

保育標準時間：月平均200時間を超えて275時間までの利用
(1日につき11時間未満の保育必要量)

利用可能時間帯(7時15分～18時15分まで)

保育短時間：月平均200時間までの利用
(1日につき8時間未満の保育必要量)

利用可能時間帯：(8時30分～16時30分まで)



※保護者の就労時間・通勤時間・保育利用希望時間・同居の親族等を考慮して決定します。

【参 考】

＜保育所と幼稚園の相違点＞

項 目	保 育 所	幼 稚 園
根 拠 法 令	児童福祉法	学校教育法
所 管	厚生労働省	文部科学省
設 置 者	<ul style="list-style-type: none"> ■地方公共団体 (主として市町村) ■社会福祉法人 (児童福祉法第35条) 	<ul style="list-style-type: none"> ■国・地方公共団体 (主として市町村) ■学校法人 (学校教育法第2条及び第102条)
目 的	保護者が労働に従事している等、家庭において十分な保育に欠ける児童を保育することを目的とする児童福祉施設。(養護と教育)	幼児を保育し、適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とし、幼児を対象に教育を行う学校。
入 所 年 齢	乳児・幼児、または必要に応じてその他の児童	3歳以上就学前の幼児
保 育 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の必要量の区分に応じて保育が必要な時間を決定します。 ■日曜・国民の祝日以外、休園はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ■原則として1日4時間で、園長が決定します。 ■日曜・国民の祝日等のほか、夏季・冬季・春季にわたる休園があります。

★ 保育入所の年齢について

保育所の入所年齢は、**その年の4月1日現在の満年齢**によります。誕生日が過ぎて年齢が上がっても、その年の年度末までは、入所年齢は変わりません。

※0歳児は生後7ヵ月になる月から入所可能です。

令和5年4月1日 入所対象者年齢		
5歳児	年 長	H29年4月2日 ~ H30年4月1日 生まれ
4歳児	年 中	H30年4月2日 ~ H31年4月1日 生まれ
3歳児	年 少	H31年4月2日 ~ R2年4月1日 生まれ
2歳児	未 満 児	R2年4月2日 ~ R3年4月1日 生まれ
1歳児		R3年4月2日 ~ R4年4月1日 生まれ
0歳児		R4年4月2日 ~ R5年4月1日 生まれ



★ 入所の手続きについて

下記のうち、該当する全ての書類を、西桂保育所へ提出して下さい。

●新規の入所申し込みの際に提出していただく書類

①	保育所入所申込書（児童1人に付き1枚必要となります）
②	給付認定申請書兼施設利用申込書 （児童1人に付き1枚必要となります。）
③	マイナンバー記入用紙 （マイナンバー確認書類含む）
④	就労証明書（パート・アルバイト等を含む、育児休業中の方）
⑤	内職証明書（内職をしている方） ※地区民生委員の証明があるもの
⑥	就労申立書（自営業、または農業の方） ※地区民生委員の証明があるもの
⑦	採用予定証明書（現在、無職で就職が決まっている方）
⑧	保育の必要性の申立書（妊娠・出産、介護、求職活動等）※該当する場合のみ
⑨	支給認定に係る保育必要量の認定申請書（児童一人に付き1枚必要になります）
⑩	令和4年度 課税・非課税証明書（令和4年1月1日に西桂町に住所がない方）
⑪	給与明細の写し、または給与が支払われたことがわかる書類 （直近1ヶ月分・父母共に提出）
⑫	通園証明書 ※兄弟姉妹が西桂保育所以外に通園している場合。

●新規入所かつ、入所する児童の上に西桂保育所へ通ったことがある兄弟がいない方

⑬	預金口座振替依頼書（保育料及び保護者負担金の引き落とし口座を指定） ※こちらは後日入所が決まり次第、配布いたします。
---	---

注1：④～⑧は、いずれか該当する書類を父・母それぞれ提出してください。

注2：⑦を提出の方は、採用後、④の就労証明書を提出していただきます。

注3：⑧を提出の方は、別途保育の必要性の申立書に記載されている書類を提出していただきます。

注4：⑩について令和5年9月以降に途中入所される方は令和5年度分の証明書を提出して下さい。

注5：⑬は指定の金融機関に提出して下さい。

■新入園児入所申込受付

令和4年10月3日（月） ～ 10月28日（金）

※ 年度途中（令和5年度途中）の入所も上記期間内に行っております。

提出先：西桂保育所内 事務担当

■年度途中入所（4月以降の入所）申込受付

各月、1日が入所日となります。

年度途中の入所申込をされる場合も、別紙申込受付期間にお申込みください。

★入所承諾及び入所決定通知について

入所は、申込書を提出された方の中から、保護者が就労している等、日々保育に欠ける要件や、保育実施の必要性の審査を行い、基準に基づき入所の承諾・決定を行います。継続入所の場合の承諾書等は、西桂保育所経由、または郵送で保護者に通知します。

なお、下記の場合、希望に沿えない場合がありますので、ご了承下さい。

- ① 保育所入所基準に該当しないため、入所が認められない場合
- ② 希望者が多数のため入所できない場合
- ③ 保育所入所基準の該当事由により、保育の実施期間の希望に沿えない場合

※申請の内容（就労証明等）に虚偽があった場合には、入所決定が取り消される場合があります。

★保育料について

児童の保護者（父母）の住民税課税額に応じ、保育料徴収基準額表に基づき、保育料の階層が決定されます。保育料は、町が保有する課税台帳または課税・非課税証明書により算定します。

令和5年度の保育料は、令和5年8月までは令和4年度の住民税により、令和5年9月からは令和5年度の住民税より決定されます。

また、令和元年10月より幼児・教育無償化が始まりました。これに伴い3歳児～5歳児と住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料が無償になります。

★申し込みから入所まで

2月中に新入園児を対象に1日入所日を設けています。開催日等は、西桂保育所から通知されますのでご確認ください。



★保育時間について

保護者の勤務時間等を考慮し、保育時間を決定します。

≪標準時間認定≫

■保育時間 午前7時15分 ～ 午後6時15分

■延長保育時間 午後6時15分 ～ 午後7時15分

≪短時間認定≫

■保育時間 午前8時30分 ～ 午後4時30分

■延長保育時間 午前7時15分 ～ 午前8時30分

午後4時30分 ～ 午後6時15分

★延長保育料について

① 朝：午前7時15分～午前8時30分

夕：午後4時30分～午後6時15分

月額 1,000円

② 夜：午後6時15分～午後7時15分

月額 1,000円

※町外者の方は利用料金が異なります。

③ 延長保育（単発）

1回 300円

★保護者負担金について

延長保育料・教材費・遠足費等、保育料の他に保護者に負担していただく費用が発生した場合は、「保育所保護者負担金」として集金します。集金方法は保育料同様、毎月15日に口座振替となります。残高不足により口座振替不能とならないよう、通帳の残高をご確認下さい。

★保育所利用料及び保護者負担金の納付について

保育所利用料の納付は、口座振替になっています。引き落としは毎月15日です。

※ 振替日が休日の場合は、翌日（または翌々日）となります。

※ 残高不足により口座振替不能とならないよう、通帳の残高をご確認下さい。

※ 保育所利用料及び保護者負担金を**3ヶ月滞納した場合は退所していただく場合があります。**

保育料口座振替取扱金融機関	
山梨中央銀行	各支店
都留信用組合	各支店





★ 給食について

給食は児童の成長に必要な栄養をバランスよく取り入れた献立表を作成しています。子どもの発育・発達状況・栄養状態・生活状況について把握し、提供する食事の量と質についての計画を立てています。

基本は主食のご飯を持参して頂き、副食を保育所で調理しています。

食物アレルギーのある児童に対しては、医師の診断書を基に、除去食を出来る範囲で提供しています。また、0歳児に対しては、他の児童と同じ献立のものをペースト状にするなど、離乳食を提供しています。

おやつ作り、おにぎり作りなど、年齢に合わせたクッキング保育などを実施し、食に関心を持たせる食育活動も積極的に実施しています。

★ クラス編成について

0・1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
つぼみ園		たんぽぽ組	すずらん組	ひまわり組
ひよこ組	つくし組	りす組	うさぎ組	らいおん組

※人数によっては変更になる場合があります。

★ お願い

入所申込後または入所後、以下の事項で変更が生じた場合は、入所している保育所へご連絡下さい。

- ①児童が病気などで長期欠席をする場合
- ②住所が変わった場合（西桂町内での転居、町外への転出、など）
- ③家族の状況に異動が生じた場合（離婚・再婚、など）
- ④保護者が退職・就職・転職したとき
- ⑤修正申告などで、所得税額に変更があったとき
- ⑥入所を希望する保育所（園）を変更するとき
- ⑦入所の申込みを取り下げるとき
- ⑧緊急連絡先が変更になったとき



★ その他

保育に欠ける障害児で、集団保育が可能であり、日々通所が出来る児童を保育します。

保育目標



あいさつのできる子

思いやりのある子

いきいきと活動のできる子



西桂保育所年間行事予定

月	行 事
4月	◆入園式 ◆家庭訪問 ◆保護者会総会
5月	◆尿検査 ◆健康診断 ◆親子遠足（3歳以上児）
6月	◆歯科検診 ◆虫歯予防教室
7月	◆年長児お楽しみ保育 ◆引き渡し訓練
8月	◆プール遊び ◆水遊び
9月	◆運動会 ◆防火指導 ◆年長児寿クラブ運動会参加
10月	◆尿検査 ◆健康診断 ◆祖父母の会 ◆未満児の会 ◆園外保育
11月	◆歯科検診 ◆七五三お宮参り ◆お店やさん ◆引き渡し訓練
12月	◆人形劇観賞 ◆お餅つき ◆クリスマス会
1月	◆生活発表会 ◆未満児の会
2月	◆新入園児入園説明会 ◆年長児お別れ遠足
3月	◆お別れ会 ◆卒園式 ◆終了式
毎月の行事	◆おむすびの日 ◆避難訓練 ◆誕生会 ◆身体測定 ◆体操教室(年長・年中・年少児) ◆フィットネス(1・2歳児) ◆合同リトミック

※場合によって変更になる可能性もあります。

保育所の1日

（月曜日～金曜日）

0・1・2歳児の活動	時 間	3歳以上児の活動
■登所 ■自由遊び	8:30 ～ 9:30	■登所 ■自由遊び
■視診 ■片付け		■視診 ■片付け
■出席調べ ■おやつ	10:00	■出席調べ ■子どもの活動
■給食準備 ■給食	11:30 12:00	■給食準備 ■給食
■排泄・手洗い ■自由遊び		■排泄・手洗い
■午睡	13:00	■午睡（5歳時は夏期のみ） ■子どもの活動
■排泄・手洗い ■降所準備	15:00	■排泄・手洗い ■降所準備
■おやつ		■おやつ
■降所	16:30	■降所